

答申情第185号

令和6年11月26日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審議会

会長 北村 和生

(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年12月13日付け都住管第396号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

監視カメラに関する文書に係る公文書一部公開決定事案（諮問情第289号）

1 審議会の結論

処分庁が行った公文書一部公開決定処分は、妥当である。

2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、令和5年8月25日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「●●●自治会及び●●●市営住宅駐車場管理運営委員会が管理する監視カメラに関する一切の文書（令和3年度以降）」及び「●●●及び●●●市営住宅駐車場管理運営委員会が管理する駐車場に関する一切の文書（2017年度以降）」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

(2) 処分庁は、本件請求に対して、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和5年9月13日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

条例第7条第1号、第3号及び第4号に該当

個人の住所、氏名、連絡先及び年齢並びに個人の内心に関する部分については、個人に関する情報であって、情報そのものにより特定の個人が識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため（条例第7条第1号に該当）。

個人の印影については、個人に関する情報であって、情報そのものにより特定の個人が識別されるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため（条例第7条第1号及び第4号に該当）。

団体の口座情報は、公にすることにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため（条例第7条第3号及び第4号に該当）。

団体の委託先事業者に関する情報については、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため（条例第7条第3号に該当）

団体の担当者等の氏名及び住所に関する情報については、個人に関する情報であって、情報そのものにより特定の個人が識別されるとともに、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため（条例第7条第1号及び第3号に該当）。

公社の担当者氏名及び肩書については、個人に関する情報であって、情報そのものにより特定の個人が識別されるため（条例第7条第1号に該当）。

(3) 審査請求人は、令和5年11月13日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分取消しを求める審査請求をした。また、令和5年12月12日に、本件処分に不備があるとして、本件請求の速やかな再処分を求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消し及び本件請求の速やかな再処分を求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、市民から市長宛てに提出された「市長への手紙」について、処分庁において作成した対応に係る供覧書であり、当該市長への手紙には、本件請求内容に係る監視カメラや駐車場について記載されていることから、本件請求に係る文書として特定した。

(2) 審査請求人による本件審査請求の理由について

審査請求書における審査請求人の主張は、以下の3点と推認される。

ア 本件について審査請求人が議員に相談していることから、公開の実施を受けた文書以外に、本件に関する文書を市が作成、保有しているはずである。

イ 公開の実施を受けた文書における非公開部分については公開することができるはずである。

ウ 公開請求に係る不作為がある。

(3) 本件処分について

ア (2)のアについて

処分庁は京都市住宅供給公社（以下「公社」という。）に対し、公営住宅に係る公営住宅法第47条に基づく管理代行に同意し、市営住宅の管理に係る業務を委託するものとしている。

本件請求は、●●●自治会及び●●●市営住宅駐車場管理運営委員会が管理する監視カメラに関する一切の文書（令和3年度以降）及び同自治会及び同運営委員会が管理する駐車場に関する一切の文書（2017年度以降）の公開を求めたものである。

監視カメラの設置については、京都市が定めた取扱基準「市営住宅における防犯カメラの設置についての取扱基準（平成30年4月1日改正）」において運用方針を定めるとともに、監視カメラの申請手続き等に関する一切の事務は、公社が実施している。

次に、京都市市営住宅の管理に関する協定書第14条により、公社が市営住宅の駐車場の管理に関する業務（「管理委託契約の締結、更新及び解除」、「経理状況の報告指導等契約業務の履行指導」、「委託料の支払い」等）を実施している。

審査請求書における審査請求人の主張は、自身が議員に相談しているため、処分庁と議員とのやり取りに係る記録があるとの主張であると推認する。しかし、本件に関して、処分庁が議員へ対応はしているものの、対応内容については、概ねその場で用件が終了するものであったことから記録は作成していない。

以上から、本件請求に係る公文書として処分庁が保有する文書は、本件公文書以外には存在しない。

イ (2)のイについて

本件公文書の非公開部分に関しては、以下のとおり、条例第7条第1号及び第3号、第4号に該当することから、非公開と判断している。

(7) 条例第7条第1号に該当することについて

本件公文書には、個人の住所、氏名、連絡先、年齢、個人の内心に関する部分、公社の担当者氏名及び肩書が記載されている。これは、特定の個人を識別することができるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため非公開と判断した。

(i) 条例第7条第3号に該当することについて

本件公文書には、団体の委託先事業者に関する情報が記載されている。これは、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため非公開と判断した。

(ii) 条例第7条第1号及び第3号に該当することについて

本件公文書には、団体の担当者等の氏名及び住所が記載されている。これは、個人に関する情報であって、情報そのものにより特定の個人が識別されるとともに、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため非公開と判断した。

(e) 条例第7条第1号及び第4号に該当することについて

本件公文書には、個人の印影が記載されている。これは、個人に関する情報であって、情報そのものにより特定の個人が識別されるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため非公開と判断した。

(f) 条例第7条第3号及び第4号に該当することについて

本件公文書には、団体の口座情報が記載されている。これは、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため非公開と判断した。

ウ (2)のウについて

行政不服審査法第3条は、法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作为がある場合には、当該不作为についての審査請求をすることができることと規定している。

また、行政庁の不作为とは、法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいうとされている。

審査請求人からの本件請求に対し、令和5年9月13日付けで公文書一部公開決定通知書にて処分を通知した。したがって、本件請求に対する処分は既に行われていること、さらに当該通知書を受けた審査請求人の求めに応じ令和5年11月13日に公文書の公開の実施を行ったことから、当該処分が審査請求人に通知されていることは明らかである。

よって、本件審査請求日時点において、不作为の状態にはないことから、不作为についての審査請求を行う利益は失われていることは明白である。

(4) 結論

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び口頭意見陳述によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 令和5年7～8月頃に監視カメラの件について、議員に相談していることから、その件に関する文書を市が作成・保有しているはずであるし、請求に係る文書が他にあるはずである。
- (2) 黒塗りの部分の公開はできるはずであるし、審査請求に係る処分の取消しを求める。
- (3) 開示請求に係る不作為に対する不服申立てである。実施の日を証明する書類がなく、黒塗りで書類の特定もできない。

6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、市民から市長宛てに提出された「市長への手紙」について、処分庁において作成した対応に係る供覧書である。供覧書には当該市長への手紙が含まれており、当該市長への手紙には、本件請求内容に係る監視カメラや駐車場について記載されていることから、本件請求に係る文書として特定した。

(2) 本件審査請求の争点及び処分について

ア 審査請求人は、自身が議員に相談しているため、6の(1)で特定された公文書以外にも処分庁と議員とのやり取りに係る記録があると主張している。

一方、処分庁は、処分庁が議員へ対応はしているものの、対応内容については、概ねその場で用件が終了するものであったことから記録は作成しておらず、本件請求に係る公文書として処分庁が保有する文書は、本件公文書以外には存在しないと主張している。

イ 処分庁は、本件公文書について、非公開情報とした部分の理由は次のとおりであると主張する。

(イ) 条例第7条第1号該当性について

個人の住所、氏名、連絡先、年齢、個人の内心に関する部分、公社の担当者氏名及び肩書が記載されている。これは、特定の個人を識別することができるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。

(イ) 条例第7条第3号該当性について

団体の委託先事業者に関する情報が記載されている。これは、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

(イ) 条例第7条第1号及び第3号該当性について

団体の担当者等の氏名及び住所が記載されている。これは、個人に関する情報であって、情報そのものにより特定の個人が識別されるとともに、当該法人等の競争上の地位その他正当な

利益を害するおそれがある。

(e) 条例第7条第1号及び第4号該当性について

個人の印影が記載されている。これは、個人に関する情報であって、情報そのものにより特定の個人が識別されるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

(f) 条例第7条第3号及び第4号該当性について

団体の口座情報が記載されている。これは、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

一方、審査請求人は、黒塗りの部分の公開はできるはずであると主張する。

ウ 審査請求人は、開示請求に係る不作為があると主張する。

一方、処分庁は、行政庁の不作為とは、法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいうとされているところ、本件請求に対し、令和5年9月13日付けで公文書一部公開決定通知書にて処分を通知したため、本件請求に対する処分は既に行われていること、さらに当該通知書を受けた審査請求人の求めに応じ令和5年11月13日に公文書の公開の実施を行ったため、当該処分が審査請求人に通知されていることは明らかであり、本件審査請求日時点において、不作為の状態にはないことから、不作為についての審査請求を行う利益は失われていることは明白であると主張する。

(3) 6の(2)のアについて

一般に、市民等の対応においては、継続的に対応が必要となる場合には、当該経過を記録する場が多いと考えられるが、その場で対応が完了する場合には、当該対応について記録を作成しないことが多いと考えられる。

当審議会としては、本件事案は、概ねその場で用件が終了するものであったことから記録は作成していないとの処分庁の主張に特段不自然な点はないと判断する。

(4) 6の(2)のイについて（条例第7条第1号、第3号又は第4号該当性について）

(7) 条例第7条第1号は、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益の保護に最大限の配慮をするために、特定の個人を識別することができるもの等を原則として非公開とすることを定めたものである。

条例第7条第3号は、法人その他の団体又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報について、非公開とすることを定めたものである。

条例第7条第4号は、犯罪の予防、捜査、公訴の維持その他公共の安全と秩序の維持に支障を来すおそれのある情報が記録された公文書について非公開とすることを定めたものである。

(i) (a) 条例第7条第1号該当性について

当審議会において、本件公文書を見分したところ、処分庁が非公開としている部分の一部

については、個人の住所、氏名、連絡先、年齢、個人の内心に関する部分、公社の担当者氏名及び肩書が記載されていることが認められた。これは、特定の個人を識別することができるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

よって、条例第1号に該当し、処分庁の判断は妥当であると判断する。

(b) 条例第7条第3号該当性について

当審議会において、本件公文書を見分したところ、処分庁が非公開としている部分の一部については、団体の委託先事業者に関する情報が記載されていることが認められた。これは、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

よって、条例第3号に該当し、処分庁の判断は妥当であると判断する。

(c) 条例第7条第1号及び第3号該当性について

当審議会において、本件公文書を見分したところ、処分庁が非公開としている部分の一部については、団体の担当者等の氏名及び住所が記載されていることが認められた。これは、個人に関する情報であって、情報そのものにより特定の個人が識別されるとともに、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

よって、条例第1号及び第3号に該当し、処分庁の判断は妥当であると判断する。

(d) 条例第7条第1号及び第4号該当性について

当審議会において、本件公文書を見分したところ、処分庁が非公開としている部分の一部については、個人の印影が記載されていることが認められた。個人の印影は、公開することで、個人の氏名が特定され得る情報である。また、個人の印影が本人の意思によらないで公開されると、その印影を複製することで他人に悪用されるなど、本人の正当な利益を害するおそれがある。したがって、個人の印影は、個人に関する情報であって、情報そのものにより特定の個人が識別されるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

よって、条例第1号及び第4号に該当し、処分庁の判断は妥当であると判断する。

(e) 条例第7条第3号及び第4号該当性について

当審議会において、本件公文書を見分したところ、処分庁が非公開としている部分の一部については、団体の口座情報が記載されていることが認められた。団体の口座情報は、通常、当該団体が内部限りにおいて管理して、開示すべき相手方を限定する利益を有する情報である。また、団体の口座情報が団体の意思によらないで公開されると、口座情報を他人に悪用されるなど、団体の正当な利益を害するおそれがある。したがって、口座情報は、公にすることにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

よって、条例第3号及び第4号に該当し、処分庁の判断は妥当であると判断する。

(5) 6の(2)のウについて

行政庁の不作為とは、行政庁が、法令に基づく申請に対し、相当の期間内に何らかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらず、これをしないことを指すものである。

本件請求に関しては、処分庁は公文書一部公開処分を適切に行っており、審査請求人が主張する不作為には当たらないと判断する。

(6) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和5年12月13日 諮問

令和6年 1月18日 諮問庁からの弁明書の提出

9月 6日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和6年度第4回会議）

10月24日 審査請求人の口頭意見陳述（令和6年度第5回会議）

11月26日 審議（令和6年度第6回会議）

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）